

## 子ども・若者施策推進特別委員会

番 号	令6・9号	受理月日	令和6年10月10日	付託月日	令和6年10月18日
件 名	私立認可保育所の零歳児クラス欠員による運営費補助金減収に対する区独自補助創設に関する陳情				
請 願 者					
紹介議員					
<p><b>要旨</b></p> <p>認可保育所において全国的に零歳児クラスの定員に欠員が発生する状況が続いています。世田谷区においても、令和2年度から零歳児クラスに欠員が発生する状況が現在まで続いています。</p> <p>私立認可保育所の運営費補助金は定員ではなく在籍人数に対して支給される為、零歳児欠員による運営費補助金収入の減収が保育所の運営に大きな影響を与えています。基本保育所は、定員に欠員が発生しても、定員に合わせた保育士等の配置を常に維持しています。</p> <p>そこで、運営費の減収分を区独自で補填する補助金制度の創設をお願いしたく要望いたします。また補填の方法としては、欠員が出てでも保育所職員の雇用を維持できるよう、年間を通して定員数を基に算出した運営費補助額となる「定員定額制」を採っていただきますよう合わせてお願いいたします。</p> <p>また、保育所の運営が不安定になる一方で、定員数に一定の空き（入所可能数）がある状況でなければ待機児ゼロを維持する事はできず、今般の零歳児クラスの保育需要に対する供給割合は待機児がいたころの状況より改善されているという点も重要な要素であると考えております。</p> <p><b>理由</b></p> <p>(1) 私立認可保育所の運営に与える影響について</p> <p>私立認可保育所への運営費補助金は基本、当月初日の在籍児童数により算出されます。公定価格だけを考えても乳児（零歳児）の単価は約19万円～29万円/月・1人（定員数による）になります。仮に1名の欠員が1年間続くと</p>					

228万円～348万円の減収になります。実際に今年（令和6年）の尾山台保育園を例にとると、4月欠員8名、5月欠員7名、6月欠員6名、7月欠員0名となっており、年間で21名×206,660円（尾山台保育園の単価）＝4,339,860円の減収になりました（あくまでも公定価格のみの減収なので、他の補助金を合わせればこれ以上の減収になります）。約職員一人分の人件費にあたります。ここ数年は積み立て資産の取り崩しが当たり前の状況が続いています。当然、人件費や修繕費の積み立てもできず、このままでは運営を続けていく事はできません。

保育所は、いつでも定員数の受け入れが可能なように保育士数を揃えておくことが必要です。しかし、定員割れによる減収がそのまま運営を圧迫しているのが現状です。また、保育士の処遇改善が大きな課題となっており、処遇改善等加算の補助金は増額されていますが、すべて人件費として拠出する仕組みになっているため（昇給財源などの積み立てにはできない）、どんどん保育所の運営状況は不安定になり、結果保育士が安心して働くことが難しくなっています。

(2) 定員に空きがある状況について（待機児童解消に向けて）

○自治体の待機児解消のための施策として

この間、待機児童解消のために世田谷区でも保育所を増設してきました。令和2年から世田谷区でも待機児童ゼロが宣言されました（現在は再び待機児童が発生しています）。待機児童が解消されるには、保育の需要に対して供給が上回る事が必要になると思います。その結果現在定員に空きが発生しているとも考えられるので、今の零歳児クラスの空き状況は計画上必要な事であったと言えます。つまり、この状況を継続する事が必要であり、その為には保育所が運営を続けられるよう運営費の減収分を補填する自治体としての責任があると考えます。

○保育所にお子さんを預ける保護者の立場から

これまで零歳児クラスに待機児童が発生していた中では、保育所への入所は4月を逃すとほぼ不可能でした。つまり、お子さんの生まれ月によって保育所への入所の条件が違ってきてしまうので、法の下での平等にも反してしまうような状況でした。

現在は、4月以降にも定員に空きがある保育所があるため、育児休業からの復帰時期を比較的個々の希望に合わせて選択ができる状況が来ています。

また、結婚・出産により仕事を辞めた方が再度仕事に就きたいと思っても、求職要件では保育所への入所を希望しても定員に空きがないと子どもを預ける事が出来ず、あきらめるしかありませんでした。現在は空きがある事で、求職要件で保育所に子どもを預けて仕事を探す事も来ています。この状況は子育てをする人が自身の人生設計を比較的自由に選択しやすくなった子育てしやすい状況だと言えると思います。

家庭の経済的な側面も含め、安心して子どもを産み育て、就労をも保障する、子育てしやすい世田谷区をさらに進めていく為にも、保育所に対する減収分の補填が欠かせない時代になったと思います。

#### ○世田谷区保育室制度から見る受け皿確保の必要性

世田谷区は1998年より保育室を「保育室は認可保育園に準ずる」と位置づけ、東京都内でもひととき高い水準の独自助成を行ってきました。2005年に東京都が保育室制度の廃止を表明した後も保育室存続を望む区民の声にこたえる形で世田谷区では保育室制度が維持されました。

保育室はこれまで年度途中で生まれた子どもたちや転入者の入園の受け皿になってきました。世田谷区では保育室がその体制を取れるよう、年度初め～中旬に定員が埋まっていなくても定員分の運営費を支給する「定員定額制」の助成を現在に至るまで続けてきました。その助成ができる前は定員が埋まるまで保育士を無給待機させたり、他の施設へアルバイトに出したりしなければなりませんでした。

現在、区内の保育室は1か所となり、認可保育園がその役割を果たす時代へと変化している事は確かな事だと思います。世田谷区が独自の助成制度として続けてきた「定員定額制」は今後も区の保育施策の質を守るために必要な制度であると考えます。認可保育園への助成制度として拡充をお願いします。

#### (3) 保育の需要と供給について

なお、4月には多くの保育所で零歳児クラスに空きが発生していますが（令和6年5月1日付区内保育施設零歳児クラス空き数計225名/1662名）、5か

月後の9月にはほぼ空きがない状況になっています（令和6年9月5日付空き24名/1662名）。

この事から年間を通して見ると零歳児保育の需要は今後も大きく定員数を減らす状況ではない事がわかります。今の状況のままでは、欠員のできた保育所は運営を続けていく事は難しくなり廃園に追い込まれてしまいます。そういった面を見ても、定員が埋まるまでは保育所への運営費補助金減収への補填は欠かすことができません。